|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　　長 | 係　　長 | 係　　員 |
|  |  |  |

（ボウ　様式１）

承認番号　第　　　　　　　号

令和　　　年　　　月　　　日

ボウリング共通利用補助券申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 利用年月 | 令和　　　年　　　月　分 |
| 利用予想人数 | 　　　　　　　　　　　名 |
| 申請枚数 | 　　　　　　　　　　　枚 |



|  |  |
| --- | --- |
| 事業所記号 |  |
| 事業所所在地事業所名　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ （ ） － |

≪利用要領≫

　【目　的】

被保険者及び被扶養者の健康の保持増進と、心身のリフレッシュを図るため、ボウリング施設の利用について、補助します。

【対象者及び補助額】

　　補助の対象者は、組合の被保険者及び被扶養者とし、1ゲームにつき100円の補助をする。

※施設において、利用料金を徴収されない者は除く。

　　ただし、事業所における大会、レクリエーション等で利用する場合は、補助しない。

【利用の方法】

　①　施設の利用補助券の発行を希望する事業所は、**各月の利用枚数を取りまとめ、**様式１「ボウリング共通利用補助券申請書」により組合へ申請すること。

　②　組合は、申請書に記入された申請枚数（利用予想枚数）を送付する。

　③　利用者は、補助券に、利用者の氏名等所定の事項を記入し、利用の際施設に提出すること。

　④　利用補助は、**1ゲームにつき100円の補助**とし、**1名につき1か月3ゲームまで**を限度とする

【契約ボウリング場】

　保健事業ポスター参照、または健保組合へお問い合わせください。

【その他】

　東海ボウリング場協会加盟センターでは、20名以上の団体で利用する場合は、利用代表者とボウリング場予約センターとの協議により、団体料金が適用されますので、くわしくは、利用するボウリング場へお問い合わせください。（団体料金設定がある場合に限ります。）

愛鉄連健康保険組合

（事業所→健保）R3.4